

東京都アルコール健康障害対策推進計画 実施状況一覧

資料3

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
1	教育の振興等	飲酒における健康への影響の理解を推進	・小・中・高等学校において、学習指導要領に基づき、飲酒が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進する。	・小・中・高等学校において、学習指導要領に基づき、飲酒が及ぼす健康への影響に関する授業を実施した。	・引き続き、小・中・高等学校において、学習指導要領に基づき、飲酒が及ぼす健康への影響に関する理解を図る教育を推進する。	教育庁 指導部
2	教育の振興等	自動車教習所における飲酒運転防止に係る教習の実施	・自動車教習所におけるカリキュラム履行状況確認・指導	・指定自動車教習所への立入検査時に、教習項目に応じた教習が確実に実施されているか確認した。 実施回数：44所、53回	・自動車教習所において、飲酒運転防止に関するカリキュラムが確実に履行されるよう、立入検査等を通じて指導していく。	警視庁 運転免許本部
3	教育の振興等	各種講習における飲酒運転防止の周知	・事業者に対する安全運転管理者講習等の各種講習を定期的に実施し、飲酒運転の危険性等を周知する。	・安全運転管理者講習 12回(うち7回はオンライン配信) ・副安全運転管理者講習 4回(うち2回はオンライン配信)	・事業者に対する安全運転管理者講習等の各種講習を定期的に実施し、飲酒運転の危険性等を分かりやすい説明により周知していく。 ・講習の際には、飲酒運転のデータや実際の交通事故映像を使用し、視覚的に訴えることにより、分かりやすく、心に響く講習を実施するとともに、二日酔い運転の危険性やアルコール検知器の正しい使用方法等を周知していく。	警視庁 交通部
4	教育の振興等	酒気帯び運転防止の徹底（都営交通）	・都営交通において、乗務前のアルコール検知機を用いた検査や運行管理者等による点呼時の目視確認を確実に実施する。	・始業点呼時等に対面でアルコールチェックを実施し、検査結果を記録 ・酒気帯び出勤の撲滅に向けた様々な取組を実施（職場単位の研修等） ・12月22日から12月28日を「自動車部飲酒運転防止重点週間」と定め、本局職員による終業点呼立会いを実施	・都営交通において、乗務前のアルコール検知機を用いた検査や運行管理者等による点呼時の目視確認を確実に実施し、酒気帯び運転防止の徹底を引き続き行っていく。	交通局 電車部・自動車部
5	教育の振興等	職場教育の推進	・民営事業者への、業界団体等を通じた酒気帯び運転防止の取組の働きかけ	・東京都ホームページにおいて、本計画の周知を図っているほか、必要に応じて働きかけを行っていく	・必要に応じて業界団体等を通じた働きかけを実施していく。	福祉局 総務部 障害者施策推進部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
6	教育の振興等	妊婦健康診査受診促進事業	・妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊娠相談ほっとライン窓口周知を行う。	・インターネット広告実績（4～3月） Yahoo!平均表示回数 233,440 クリック平均数 2,673 Google平均表示回数 12,163 クリック平均数503 Yahoo!バナー平均表示回数4,260,726 クリック平均数12,683 ※「No.7 妊娠相談ほっとライン」に関する広告を実施	・引き続き若い世代を対象としたカードの配布や、web広告、SNS広告を通した普及啓発を図ることで妊婦健康診査の受診促進を行っていく。	福祉局 子ども・子育て支援部
7	教育の振興等	妊娠相談ほっとライン	・妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じる。	・相談件数（4-3月）2,722件（電話：2,188件、メール：534件） ※妊娠中の飲酒等にかかる相談には、相談対応を行う看護師等の専門職が適宜助言するほか、アルコールによる健康障害が考えられる場合には、保健所・保健センター等の関係機関へ丁寧に引継ぎ、自治体の支援に繋げている。	・引き続き妊娠・出産の不安を抱えている方々を対象とした電話やメールでの相談業務を行っていく。 ・妊娠中の飲酒等にかかる相談には、相談対応を行う看護師等の専門職が適宜助言するほか、アルコールによる健康障害が考えられる場合には、保健所・保健センター等の関係機関へ丁寧に引継ぎ、自治体の支援に繋ぐ。	福祉局 子ども・子育て支援部
8	教育の振興等	女性のための健康ホットライン	・思春期から更年期までの女性を対象に、女性の心身の健康に関する悩みについて看護師などの専門職が電話又はメールで相談に応じる。	・相談件数（4-3月）1,372件（電話：1,244件、メール：128件） ※妊娠中の飲酒等にかかる相談には、相談対応を行う看護師等の専門職が適宜助言するほか、アルコールによる健康障害が考えられる場合には、保健所・保健センター等の関係機関へ丁寧に引継ぎ、自治体の支援に繋げている。	・引き続き思春期から更年期までの女性で心身の健康について悩みを抱える方を対象とした電話やメールでの相談業務を行っていく。 ・飲酒等にかかる相談には、相談対応を行う看護師等の専門職が適宜助言するほか、アルコールによる健康障害が考えられる場合には、保健所・保健センター等の関係機関へ丁寧に引継ぎ、自治体の支援に繋ぐ。	福祉局 子ども・子育て支援部
9	教育の振興等	母子保健支援事業	・母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。	・母子保健運営協議会：2月開催 ・母子保健研修：年10回開催（5月,6月(2回),8月,10月(2回),12月(2回),2月,3月に実施）	・母子保健運営協議会を開催することで、母子保健施策の充実強化と、総合的かつ効果的な推進を図る。 ・母子保健研修について、母子保健・保育・児童福祉分野等との連携を図りながら、研修を開催する。また、妊娠中のアルコール健康障害について研修の内容に含んでいく。	福祉局 子ども・子育て支援部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
10	教育の振興等	生活習慣改善推進事業	・令和6年3月改定の「東京都健康推進プラン21（第三次）」で目指している都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが生活習慣の改善と健康づくりを実践できるよう、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行う。	・令和元年度に作成した啓発冊子を、職域担当者向けイベント等を通じて配布した。 配布実績（令和7年3月時点） 職域担当者向けイベント 30部 など ・健康づくりの情報提供を行うポータルサイト「とうきょう健康ステーション」等を通じて女性の飲酒に関する正しい知識の啓発を行った。 ・日常的に実践できる健康づくりを紹介するWEBサイト「気軽に実践！健康づくり応援ガイド」において、飲酒に関する情報ページを拡充するとともに、アルコール問題啓発週間に合わせ、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合」が特に高い40～50代の女性をターゲットにしたWEB広告等を実施した。	・東京都健康推進プラン21（第二次）最終評価をふまえ、引き続き、ホームページ等を活用して飲酒に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健医療局 保健政策部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
11	教育の振興等	職域健康促進サポート事業	・都がこれまで実施してきた健康づくり、がん対策等の知見の効果的な普及啓発と事業者における取組の促進を図るため、事業者団体と連携の上、「健康経営アドバイザー」を活用し、事業者に対する普及啓発及び取組支援を行う。	・健康経営アドバイザーが都内の中小企業等を訪問等し、飲酒による健康影響や生活習慣病のリスクを高める飲酒量など、リーフレットを活用した飲酒に関する正しい知識の普及啓発を行った。 * 普及啓発：6,678社 取組支援：93社	・引き続き、健康経営アドバイザーを活用した飲酒に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健医療局 保健政策部
12	教育の振興等	依存症対策の推進（普及啓発・情報提供等）	・アルコール関連問題についての正しい知識の普及を図る。	東京都依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発を図った。 （東京都依存症対策普及啓発フォーラム） 開催日：「会場」令和6年11月26日、「アーカイブ」令和7年1月10日 参加人数：449名(会場：208名、アーカイブ：241名) （リーフレット） リーフレットを活用し、ＨＰ等で情報発信を実施 『「依存症」についてもっと知ろう 依存症は回復できる病気です』ほか （グループワーク） 実施回数：255回 ※アルコール以外も含む （WEBセミナー） アルコール問題啓発週間に合わせ、アルコール関連問題啓発セミナーをYouTubeで配信	・引き続き依存症対策フォーラムを開催する等、アルコール関連問題に関する正しい知識の普及に向けた取組を推進していく。	福祉局 障害者施策推進部
13	教育の振興等	各種媒体を活用した飲酒運転防止対策	・「飲酒運転をしない、させない」という気運を更に醸成することを目的として、交通安全啓発映像を作成し、あらゆる世代を対象とした広報啓発を実施する。	・著名人を起用した飲酒運転の危険性を訴える内容の交通安全啓発動画 1 本作成し、警視庁公認交通安全広報サイトやYouTubeに配信するほか、各警察署等を通じてデジタルサイネージ等にて放映した。 ・飲酒運転根絶ポスター 1 種を作成し、各警察署等に配布した。	・飲酒運転防止について交通安全啓発動画をはじめとする効果的な啓発資料を活用し、工夫を凝らした方法により、広く都民に対して飲酒運転根絶に向けて働きかけていく。	警視庁 交通部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
14	教育の振興等	参加体験実践型飲酒運転防止対策	・アルコールの影響による身体機能の変化を疑似体験することで、飲酒運転の危険性を理解できる交通安全教育を実施する。	・酒酔い体験ゴーグルを活用した交通安全教育 実施回数：207回 参加人数：16,328人	・酒酔い体験ゴーグルを活用した疑似体験などを通じて、飲酒運転の防止を訴えていく。	警視庁 交通部
15	教育の振興等	各種キャンペーン・イベントにおける飲酒運転防止活動	・キャンペーンを契機に飲酒運転根絶に向けた各種対策を効果的に推進し、「飲酒運転をしない、させない」という気運の更なる醸成による飲酒事故と重大交通事故の抑止を図る。	・飲酒運転させないTOKYOキャンペーン 期間：令和6年7月1日(月)から7日(日)までの7日間 ・令和6年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン 実施日：7月1日(月)午後2時から午後3時まで 実施場所：東京国際空港第1ターミナル2階出発ロビーマージョインメントスペース内	・飲酒運転させないTOKYOキャンペーンなど各種キャンペーンやイベントにおいて、飲酒運転の危険性や悪質性を広報啓発することにより、飲酒運転の根絶を図っていく。	都民安全総合対策本部 警視庁 交通部
16	教育の振興等	酒類提供飲食店等と連携した飲酒運転防止活動	・酒類提供飲食店等に対して、運転者への酒類提供禁止の徹底及び「ハンドルキーパー運動」への積極的な参加を働き掛けるとともに、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動の協力を要請する。	・酒類提供飲食店等に対してハンドルキーパー運動のチラシを配布し、その掲示を依頼するとともに、「来店したお客様に飲酒運転をさせないためのマニュアル」を配布し、飲酒運転根絶に向けた対応について具体的に依頼した。	・ハンドルキーパー運動の周知徹底とポスターやチラシなどを活用した、積極的な広報により酒類を提供する店舗などに対して、飲酒運転根絶に向けた理解と協力を求めている。	都民安全総合対策本部 警視庁 交通部
17	不適切な飲酒の誘因の防止	少年の飲酒行為に対する補導活動	・街頭補導活動において飲酒している少年を発見したときは、当該少年に対して、飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、必要に応じて家庭連絡を実施の上、保護者等への指導を行う。	・飲酒による補導 657人 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)	・引き続き、少年の飲酒行為に対する補導活動を推進していく。	警視庁 生活安全部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
18	不適切な飲酒の誘因の防止	酒類販売業者等に対する指導等	・有害環境浄化広報啓発用チラシ型シール「販売時年齢を確認しています。」を各警察署へ配布し、それぞれの管内の酒類を取扱うコンビニエンスストア等への指導に活用する。 ・東京カラオケボックス防犯協力会が主催する「カラオケボックス店舗管理者講習会」（年1回実施）において、カラオケボックス店舗管理者に対し、未成年者に対する酒類販売・供与の禁止等についての講義を行う。	・チラシ型シール 15,000枚作成 ・令和6年東京カラオケボックス店舗管理者講習会	・引き続き、酒類販売業者等に対する指導及び関係機関と連携した広報啓発活動を推進していく。	警視庁 生活安全部
19	不適切な飲酒の誘因の防止	酒類販売業者等に対する取締り	・酒類を販売又は供与する営業者に對する未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りを推進する。	・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反による検挙4件（令和6年1月1日～令和6年12月31日）	・引き続き、酒類販売業者等に対する未成年者への酒類販売・供与についての指導・取締りを推進していく。	警視庁 生活安全部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
20	不適切な飲酒の誘因の防止	教育機関等との連携による広報啓発活動	・学校からの要請により、各警察署のスクールサポーター等が中心となり、児童・生徒に薬物やアルコールの恐ろしさを伝えるための薬物乱用防止教室を実施するほか、各警察署からの要請に基づき、少年センターに配備されている薬物乱用防止キャラバンカーを運用した広報啓発活動を実施する。	・薬物乱用防止教室 開催実績：717回 参加人数実績：139,838人 (令和6年1月1日～令和6年12月31日) ・キャラバンカー 開催実績：33回 参加人数実績：4,425人 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)	・引き続き、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動を推進していく。	警視庁 生活安全部
21	不適切な飲酒の誘因の防止	風俗営業者等に対する指導・取締り	・風俗営業等を営む者には、管理者講習等あらゆる機会を通じ、年齢確認の実施を周知徹底するほか、未成年者への酒類提供等についての指導、取締りを推進する。	・接待飲食店営業を対象とした管理者講習 開催数 37回 受講数 1,979店 (令和6年1月1日～12月31日) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（未成年者酒類提供）による検挙 3件 (令和6年1月1日～12月31日)	・引き続き、風俗営業者等に対する未成年者への酒類提供等についての指導・取締りを推進していく。	警視庁 生活安全部
22	健康診断及び保健指導	健康づくり事業推進指導者育成事業	・地域や職域において健康づくりの取組を担う人材（区市町村や医療保険者等）に対し、健康づくり事業の実践に必要な知識及び技術を付与することにより、指導的役割を果たす人材を育成する。	・東京都健康推進プラン2 1（第三次）の総合目標及び分野別目標に関する内容、健康づくり施策の企画・評価に関することで年間25回研修を実施し、そのうち1回を「飲酒」をテーマに研修を実施した。	・引き続き、「飲酒」をテーマにした研修を実施していく。	保健医療局 保健政策部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
23	アルコール健康障害に関する医療の充実等	依存症対策の推進（専門医療機関等の選定）	・アルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関及び都全域の核となる治療拠点機関を選定する。 ・治療拠点機関により専門医療機関の連携会議を開催し、意見交換等を行う ・受診後または退院後の依存症患者について、自助グループ等の民間団体と連携しながら継続的な支援を実施する。	・東京都依存症専門医療機関を選定 アルコール健康障害：9 医療機関（令和7年3月時点） （依存症治療拠点機関における取組み） ・医療機関向け連携会議 講演会：令和6年8月30日（参加者 126名） 連携会議：令和6年12月19日（参加病院 10病院） ・受診後の患者支援 依存症回復施設と連携し、依存症ARPでのオブザーバー参加、患者との個別面接等を実施	・依存症専門医療機関の拡充に向け、引き続き取組を進めていく。	福祉局 障害者施策推進部
24	アルコール健康障害に関する医療の充実等	依存症対策の推進（支援者研修）	・アルコール健康障害を有する者やその家族等に相談支援を行う者を対象とした研修を実施する。	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施 （主な開催状況） ・中部総合精神保健福祉センター 12月、1月開催 依存症相談対応研修（参加者：54名） 8月開催 地域生活支援研修（参加者：279名） ・多摩総合精神保健福祉センター 12月開催 地域生活支援研修（参加者：162名） ・精神保健福祉センター 1月開催 地域生活支援研修（参加者：186名） ※アルコール依存症等も含む。	・引き続き相談支援等に従事する者を対象とした研修を実施し、依存症対策の推進を図っていく。	福祉局 障害者施策推進部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
25	アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	アルコール・スクリーニングテストの実施及び医療機関の紹介	・アルコール依存症の疑いのある者に対して、アルコール依存症の治療を行う医療機関等を紹介し、節酒、断酒に向けた支援を実施する。	・取消処分者講習実施場所（公安委員会 1 か所、指定教習期間 3 か所）における飲酒講習でアルコール依存症の疑いがある受講者に対してアルコール依存症の治療を行う医療機関一覧の掲示と紹介を実施した。 飲酒講習実施回数 109回 飲酒講習受講者数 474人 医療機関等紹介人数 166人	・飲酒運転をした者に対する運転免許の取消処分者講習において、アルコール・スクリーニングテストを実施するとともに、積極的に断酒指導とアルコール依存症の治療を行う専門病院受診を勧め、アルコール依存症の治療を行う医療機関の周知を図っていく。	警視庁 運転免許本部
26	アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	東京ウィメンズプラザ 一般相談	・配偶者からの暴力（DV）、交際相手からの暴力（デートDV）、セクハラ、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など、様々な悩みについて相談を受ける。	・相談の中で、アルコール依存症による暴力等の問題行動が認められる場合は、依存症であることを教示するとともに治療のための適切な機関を案内する。 （DVとアルコール依存の問題は切り分けて対応している。）	・引き続き相談の中でアルコール依存症が認められるケースは、適切な機関につなげるよう案内していく。	生活文化局 都民生活部
27	アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	依存症対策の推進 （専門相談支援等）	・関係機関と連携し、適切な支援等を実施する。	・関係機関等への技術支援を行うほか、必要に応じて支援対象者を関係機関へつなぐ等、適切な支援を実施	・引き続き関係機関と連携を図りながら、依存症対策の推進を図っていく。	福祉局 障害者施策推進部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
28	相談支援等	アルコール健康障害等に関する相談支援等	・地域における相談窓口である保健所において、当事者・家族等への支援を実施する。 ・都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点と位置づけ、依存症対策の取組みを推進する。	・保健所において、当事者・家族等への支援を行うほか、平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、専門の相談員による相談の実施等、依存症対策に関する取組を実施している。 【依存症相談拠点での主な取組】 （依存症専門相談支援）電話・面接等による相談を実施 - アルコール関連相談件数：3598件 ※アルコール関連相談にはギャンブル等依存症等も含む （研修）区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 （連携会議運営）医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を各センターにおいて開催 ・中部総合精神保健福祉センター 令和7年2月4日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和6年11月22日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和6年9月2日開催 【自殺相談窓口におけるアルコール関連相談】 - 電話相談 94件 SNS相談 35件 ※アルコール関連相談には薬物関連相談も含む	・引き続き地域の相談窓口及び依存症相談拠点等において、アルコール健康障害等に関する相談支援等の取組を推進していく。	保健医療局 保健政策部 福祉局 障害者施策推進部
29	社会復帰の支援	依存症対策の推進（普及啓発・情報提供）	・アルコール関連問題について、正しい知識の普及啓発を実施する。	・東京都依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発を図った。 （東京都依存症対策普及啓発フォーラム） - 開催日：令和6年11月26日 - 参加人数：449名(会場：208名、オンライン：241名) （リーフレット） - リーフレットを活用し、HP等で情報発信を実施 『「依存症」についてもっと知ろう 依存症は回復できる病気です』ほか	・引き続き依存症対策フォーラムを開催する等、アルコール関連問題に関する正しい知識の普及に向けた取組を推進していく。	福祉局 障害者施策推進部
30	社会復帰の支援	依存症対策の推進（治療・回復支援等）	・回復支援の専門プログラムを実施するとともに、地域における支援機関等の情報を提供する。	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、回復支援の専門プログラムを実施するとともに、医療機関や民間支援団体等の関係機関の情報を提供し、当事者への支援を行った。 （回復プログラム実施状況） ・172回（※アルコール以外も含む）	・引き続き回復支援の専門プログラム等を実施し、当事者への支援を推進していく。	福祉局 障害者施策推進部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
31	民間団体の活動に対する支援	依存症対策の推進 (関係機関との連携等)	・民間団体が実施する講演会等へ講師を派遣する等、連携強化に向けた取組等を実施する。	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、民間団体が実施する講演会等へ職員を派遣するほか、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催する等、連携の強化を図った。 (連携会議開催状況) ・中部総合精神保健福祉センター 令和7年2月4日開催 ・多摩総合精神保健福祉センター 令和6年11月22日開催 ・都立精神保健福祉センター 令和6年9月2日開催	・引き続き民間団体の活動を支援し、連携の強化を図っていく。	福祉局 障害者施策推進部
32	人材の確保等	健康づくり事業推進 指導者育成事業	・地域や職域において健康づくりの取組を担う人材（区市町村や医療保険者等）に対し、健康づくり事業の実践に必要な知識及び技術を付与することにより、指導的役割を果たす人材を育成する。	・東京都健康推進プラン21（第三次）の総合目標及び分野別目標に関する内容、健康づくり施策の企画・評価に関することで年間25回研修を実施し、そのうち1回を「飲酒」をテーマに研修を実施した。	・引き続き、「飲酒」をテーマにした研修を実施していく。	保健医療局 保健政策部

No.	項目	事業名	概要	令和6年度取組実績	今後の方向性	所管
33	人材の確保等	依存症対策の推進 (支援者研修等)	・アルコール健康障害を有する者やその家族等に相談支援を行う者を対象とした研修等を実施する。	・都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間支援団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施 ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施 (主な開催状況) ・中部総合精神保健福祉センター 12月、1月開催 依存症相談対応研修（参加者：54名） 8月開催 地域生活支援研修（参加者：279名） ・多摩総合精神保健福祉センター 12月開催 地域生活支援研修（参加者：162名） ・精神保健福祉センター 1月開催 地域生活支援研修（参加者：186名） ※アルコール依存症等も含む。	・引き続き相談支援に従事する者を対象とした研修等を実施し、依存症対策の推進を図っていく。	福祉局 障害者施策推進部
34	調査研究の推進	健康に関する世論調査	・「東京都健康推進プラン21（第二次）」（以下「プラン」という。）の評価に活用するとともに、都民の健康づくり施策を推進する際の参考とする。また、「東京都保健医療計画」の次期改定等、今後の保健医療施策の参考とする。	「飲酒の習慣」「1日あたりの飲酒量」「生活習慣病のリスクを高める飲酒量の認知度」について世論調査を実施した。 調査期間：令和6年10月11日～同年11月10日 有効回収標本数：1,941標本（満18歳以上） (参考URL) https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/03/2025030501	・令和6年度に実施し、調査結果を「東京都健康推進プラン21（第三次）」の中間評価等の際に活用する予定。	保健医療局 保健政策部
35	調査研究の推進	依存症対策の推進 (計画の進行管理)	・アルコール健康障害の状況等について把握を行う。	・各種調査等を通じて東京都アルコール健康障害対策推進計画に関連する現状等の把握を行い、計画の進捗状況の把握に努めた。	・引き続き各種調査等からアルコール健康障害に関する現状を把握し、計画の進行管理を行っていく。	福祉局 障害者施策推進部